

## 綾瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づき、綾瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定するに当たり、各分野における専門的な意見及び幅広い視野からの意見を求めるため、綾瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験又は専門知識を有する者、市民、産業団体関係者、行政機関職員、金融機関関係者、労働団体関係者その他市長が必要と認める者を、市長が委嘱する。
- 3 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から総合戦略の策定の日までとする。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 議長は、委員会の運営上、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 委員会の会議は、原則として公開とする。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合戦略事務主管課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。